

令和8年（フ）第186号

千葉県佐倉市西志津1丁目8番10号 プライ
トンA棟202号室
破産者 岡田 伸昭

- 1 決定年月日 令和8年10月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所佐倉支部

令和8年（フ）第966号

東京都東久留米市浅間町三丁目3番8号ひば
りひろ101号
破産者 遠藤 航太

- 1 決定年月日 令和8年10月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第1093号

東京都西東京市富士町2丁目12番11号サンハ
イツ102号
破産者 浅沼 勝秋

- 1 決定年月日 令和8年10月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年（フ）第3277号

横浜市緑区中山5丁目11番5号
破産者 株式会社港北設計

- 1 決定年月日 令和8年10月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

横浜地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第1307号

神奈川県藤沢市石川2761番地の7
破産者 有限会社武藤工営

- 1 決定年月日 令和8年10月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

横浜地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第1519号

横浜市西区平沼1丁目13番18—503号
破産者 サンセン住宅株式会社

- 1 決定年月日 令和8年10月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年（フ）第562号

神奈川県平塚市大神5丁目18番22号
破産者 有限会社エビノパイピング

- 1 決定年月日 令和8年10月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和8年（フ）第272号

神奈川県足柄下郡湯河原町土肥3丁目8番地
の10
破産者 有限会社水光苑

- 1 決定年月日 令和8年10月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和8年（フ）第136号

長野県塩尻市大字広丘堅石100番地26
破産者 アーミン株式会社

- 1 決定年月日 令和8年10月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

長野地方裁判所松本支部

令和7年（フ）第16号

長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪8295番地5
破産者 ザ・ミート株式会社

- 1 決定年月日 令和8年10月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

長野地方裁判所伊那支部

令和7年（フ）第3059号

名古屋市中南区豊1丁目45番7号
破産者 株式会社道瀬鋳金工業所

- 1 決定年月日 令和8年10月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第174号

三重県鈴鹿市稲生塩屋二丁目11番18号 セ
レーノスパッツィオI・A203
破産者 二宮 彰司

- 1 決定年月日 令和8年10月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

津地方裁判所破産係

令和8年（フ）第531号

兵庫県三田市南が丘二丁目14番33号
破産者 株式会社野生生物保全研究所

- 1 決定年月日 令和8年10月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

神戸地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第373号

岡山市北区野田屋町一丁目1番17号
破産者 株式会社Moon

- 1 決定年月日 令和8年10月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

岡山地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第65号

鹿児島県始良郡湧水町木場5805番地13
破産者 有限会社清水塗装

- 1 決定年月日 令和8年10月14日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和8年（フ）第953号

千葉県市川市本北方1丁目33番12号
破産者 門田 剛

- 1 決定年月日 令和8年10月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年（フ）第5号

千葉県長生郡長南町報恩寺387番地16、前住
所千葉県長生郡長南町長南2264—4
破産者 秋山 浩孝

千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和8年（フ）第309号

東京都稲城市百村1628番地の4 グランドヒル
ズ稲城204
破産者 有村菜穂美

- 1 決定年月日 令和8年10月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第1074号

東京都調布市仙川町2丁目11番地4 富沢マン
ション105
破産者 森 一臣

- 1 決定年月日 令和8年10月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第1458号

横浜市中区常盤町6丁目75番地
破産者 株式会社横浜レーベン

- 1 決定年月日 令和8年10月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

横浜地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第19号

三重県伊賀市別府262—17 マーシー・幌馬
車203、開始決定時の住所三重県名張市すず
らん台東5番町119番地

- 1 決定年月日 令和8年10月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

津地方裁判所伊賀支部

令和8年（フ）第46号

三重県伊賀市上野田端町1140番地の4 フラ
ワーガーデンB203
破産者 森岡 明日香

- 1 決定年月日 令和8年10月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

津地方裁判所伊賀支部